島本町景観計画 概要版

1 景観施策に取り組む背景と意義 (P1~2)

背景

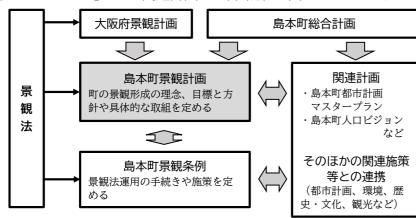
- 平成 16(2004)年 6 月に景観法が制定され、それ以後、「景観に着目したまちづくり」に取り 組む地方公共団体が増加している。
- これまで、本町では大阪府の景観計画に基づく運用がなされていたが、本町の特性や課題を踏まえたきめ細やかな対応が求められるようになったことから、景観施策に取り組むこととした。
- 本町の自然環境やまちなみに配慮するよう誘導することで、将来にわたって住民のみなさまに「これからも住み続けたい」と思っていただくとともに、町外にお住まいのみなさまにも本町を移住先として選択していただくことをめざす。

意義

- 将来にわたっても「住みたいまち」、「住み続けたいまち」となるよう、町の個性や魅力を一層伸長させていくにあたって、「景観」は「まちの付加価値」を高める有用なツールの一つである。
- 本町独自の景観計画等を策定するなど、景観施策を総合的に推進することによって、地域の魅力向上による好影響が期待される。

2 計画の位置づけ (P4)

• 「島本町景観計画」は、上位計画である「島本町総合計画」に基づき定めるとともに、「島本町都市計画マスタープラン」などの関連計画と整合・調和を図るものとする。



3 対象範囲 (P4)

• 景観計画区域を「町全域」とする。

4 計画の構成

1. はじめに

景観施策に取り組む背景・意義/景観計画の位置づけ/景観計画の対象範囲

- 2. 上位·関連計画
- 3. 島本町の景観の構造 骨格となる景観構造/島本町の景観の類型別特性
- 4. 住民等の景観への意識 住民アンケート調査/若い世代アンケート調査等

- 5. 本町の景観形成の課題
- 6. 景観形成の目標・方針
- 7. 景観形成の施策
- 8. 景観法に基づく事項

行為の制限に関する事項/景観計画区域の類型区分/区域ごとの景観形成の目標像/届出対象行為/ 行為の制限(景観形成基準)/景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針等

5 景観形成の課題・目標・方針・施策の整理

景観形成の課題(P51~53)

①住宅地としての特性や魅力を活かし、良好な住環境維持に向けた景観形成を図っていく必要がある。

②シンボルとなる自然景観を大切にし、保全・形成・調和を図っていく必要がある。

③河川・水辺を活かした景観 形成を図っていく必要がある。 ◆良好な自然景観・住宅地景 観を活かした「まちづくり」を 進めていく必要がある。

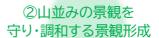
景観形成の目標(P54)

山並み・河川など豊かな自然と暮らしが調和し、まちの価値・魅力を高める「住みよい島本」の景観づくり

景観形成の方針(P54~55)

① 市街地の成り立ちや特性を 踏まえた良好な住環境の 維持と景観形成







③河川など身近な水辺を 活かした景観形成



④景観を活かした まちづくりの推進



景観形成の施策(P56~57<u>)</u>

- ●景観計画による規制誘導
- ●景観条例による事前協議の仕組 みの導入
- ●景観ガイドラインの作成と活用
- ●屋外広告物の誘導(大阪府屋外 広告物条例に基づく)
- ●地域ごとの良好な住環境の形成 のために、地区計画の活用や建 築物等の高さ制限・誘導などにつ いて検討
- ●「JR島本駅西地区まちづくりガ イドライン」に基づく景観形成
- ●住民・事業者による景観の保 全、維持管理など
- ●空家、あき地への対応
- ●生産緑地地区への指定等による 都市農地の保全
- ●その他景観に影響を及ぼす事象 への対応

- ●景観計画による規制誘導
- ●景観条例による事前協議の仕組 みの導入
- ●景観ガイドラインの作成と活用
- ●森林ボランティア団体(「島本森のクラブ」「フォレスト島本」「島本竹工房」「島本里山クラブ」)による森林景観等の保全、自然を活かした観光の推進



- ●景観計画による規制誘導
- ●景観条例による事前協議の仕組 みの導入
- ●景観ガイドラインの作成と活用
- ●淀川河川公園・水無瀬川沿いの 東大寺公園などの景観の保全 (美化・清掃)や、水無瀬川河川敷 でのレクリエーション

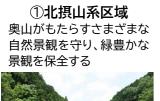


- ●良好な景観等を活用した都市イメージ発信、ブランディングなどの施策
- ●景観条例(自主条例)の制定
- ●景観施策を協議する場の設置 (景観審議会)
- ●景観施策などに専門家の意見を 反映するアドバイザーの設置
- ●景観資源の保全・活用
- ●地域ごとの良好な景観の形成の ために、地区計画の活用や建築 物等の高さ制限・誘導などについ て検討
- ●景観資源周辺の景観の保全・観 光の推進
- ●緑や花の景観づくり活動支援
- ●主要道路周辺のごみや雑草、不 法屋外広告物の撤去など
- ●景観に関する啓発活動

6 景観法に基づく事項

景観計画区域の区分(P60~62)

 島本町景観計画では、本町の景観を、地形、歴史、市街地形成の過程等から、大きく7つの特徴ある地域に区分し、 これらの地域ごとに景観特性を把握したうえで、景観形成の目標像を示している。本町の景観計画では町全域を景 観計画区域とするとともに、この7つの区域ごとで届出対象行為と景観形成の基準を定めている。





⑦一般市街地区域 多様な用途が共存すること

から、各地域の特徴を活か しながら、魅力的な暮らし の景観を形成する



⑥国道 171 号沿道区域 景観のまとまりに配慮し、快 適な沿道景観を形成する



類型区分

①北摂山系区域

②山並み配慮区域 山並みを背景とした眺 望景観を守り、緑に調 和した景観を形成する

区域の範囲

④水無瀬川沿岸区域

山並みへの眺望景観と自 然景観を保全し、沿岸の まちなみが一体となった うるおいを感じる景観を 形成する



5西国街道区域 趣を感じる落ち着いた街



③淀川沿岸区域

淀川沿岸の広がりある眺 望景観と自然景観を保全 する



· JR 東海道本線より西側のうち主に市街化区域 ②山並み配慮区域 (一部市街化調整区域含む) ③淀川沿岸区域 ・国道 171 号沿道区域の東側の区域 ・水無瀬川の河川区域及びその河川区域に沿った区域 ④水無瀬川沿岸区域 (河川区域の端から 50m幅の区間を合わせた区域を基本とする) ・JR 島本駅前以東の区間の西国街道及びその沿道の区域 ⑤西国街道区域 (道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域を基本とする) 国道 171 号及びその沿道の区域 ⑥国道 171 号沿道区域 (道路の端からの両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする) ・国道 171 号沿道区域の西側から JR 東海道本線より東側の区域 ⑦一般市街地区域

・奥山のうち市街化調整区域

【凡例】 景観計画区域 ①北摂山系区域 ②山並み配慮区域 ③淀川沿岸区域 ④水無瀬川沿岸区域 ⑤西国街道区域 ⑥国道171号沿道区域 ⑦一般市街地区域 市街化区域 — 河川 --- 眺望可能山並み範囲

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(P58)

• 本町では、以下の考え方で誘導を行う。

A) 最低限遵守の誘導

景観特性等によらずとも 最低限必要な事項として整理

B)特性に応じた誘導 周辺の景観特性に応じて 調和等を図る事項として整理

C)重点的な誘導 町全体の景観形成上、特に力を入 れて誘導したい事項として整理

●形態、意匠での最低限必要と なる基準の設定

- ●区域とともに、景観特性に応 じた基準の書き分け・細分化
- ●基準の区別化

●山並みの緑との連坦を意図し た重点的な基準の設定など

届出対象行為(P63)

		①北摂山系区域	②山並み配慮区域 ③淀川沿岸区域	④水無瀬川沿岸区域 ⑤西国街道区域	⑥国道 171 号沿道区域 ⑦一般市街地区域
建築物	新築、増築、改築若 しくは移転、外観を 変更することとなる 修繕若しくは模様替 又は色彩の変更	高さが 10mを超えるも の 又は 建築面積が 500 ㎡を超 えるもの	高さが 15mを超えるも の 又は 建築面積が 1,000 ㎡を 超えるもの	高さが 10mを超えるも の 又は 建築面積が 500 ㎡を超 えるもの	高さが 20mを超えるも の 又は 建築面積が 2,000 ㎡を 超えるもの
工作物	新築、増築、改築若 しくは移転、外観を 変更することとなる 修繕若しくは模様替 又は色彩の変更	高さが 10mを超えるも の	高さが15mを超えるも の	高さが 10mを超えるも の	高さが 20mを超えるも の
	新築、増築、改築若 しくは移転、外観を 変更することとなる 修繕若しくは模様替 又は色彩の変更	高さが 10m又は築造面 積が 500 ㎡を超えるも の	高さが 15m又は築造面 積が 1,000 ㎡を超える もの	高さが 10m又は築造面 積が 500 ㎡を超えるも の	高さが 20m又は築造面 積が 2,000 ㎡を超える もの
開発行為		開発面積 500 ㎡以上の もの	開発面積 1,000 ㎡以上のもの		

行為の制限(景観形成基準) (P64~68)

- 行為の制限(景観形成基準)は、景観計画区域の区分ごとにそれぞれ定めている。
- 建築物等の基準については、建築物の外観(配色、色彩、外壁、意匠)、敷地内の緑化、建築物及びこれに附属する ものの配置(屋外に設置するもの、外壁に設置するもの、屋上に設置するもの)に対して基準を定めている。
- 工作物の基準については、工作物の外観(配置、色彩、外壁、意匠)、敷地内の緑化に対して基準を定めている。
- 開発行為の基準については、緑化修景基準を定めている。

景観重要建造物の指定の方針 (P69)

- 1) 以下の項目のいずれかに該当するもの *歴史的、文化的価値を有していると認め られる建造物
 - *地域の景観形成を推進する上でシンボ ルとなり得ると認められた建造物
 - *地域における伝統的な様式を継承して いると認められる建造物
 - いると認められる建造物
- 2) 道路等、公共の場所から容易に見ること ができるもの

景観重要樹木の指定の方針 (P69)

- 1)以下の項目のいずれかに該当するもの *樹種、樹齢、樹容等からみて、景観上優
- れていると認められる樹木 *地域のランドマークやシンボルとなっ
- ていると認められる樹木 *住民に親しまれ、愛され、誇りとなって いると認められる樹木
- *住民に親しまれ、愛され、誇りとなって 2)道路等、公共の場所から容易に見ること ができるもの

- ・景観重要樹木等の指定 の提案については、所有 者に加え、地域住民等と 良好な景観形成を図るこ とを目的として活動を行 う団体等が可能となる。
- ・提案者が所有者以外の 場合は、当該樹木等の所 有者の同意を得る必要が ある。